

通学・通学路の注意

通学定期券は自宅の最寄り駅から国分寺駅までの最短区間または最も合理的かつ経済的な区間の経路でしか購入できません。また、アルバイトや課外活動などを理由とした通学定期券の購入はできませんので注意してください。

通学路の注意事項

近隣の皆さんが東経大生の行動を見ています。マナーを守って通学してください。

◆「通行の妨げ」厳禁

道幅いっぱいに広がって歩くなど、通行の妨げになる行為はやめましょう。特にセブンイレブンから正門まで続く住宅街の坂道は私道のため、住民の方々の迷惑にならないよう心がけてください。

◆「騒音」「大声」厳禁

課外活動が許可された場所であっても、大きな音を出す場合には音量に十分配慮し、窓や扉をきちんと閉めてください。また、アパート等における生活音も音量や時間の配慮をしてください。

特に、夜間の通学路では注意してください。なお、コンパなどの終了後に国分寺駅コンコース等で騒ぐことも迷惑行為です。

※国分寺市では「生活音等に係る隣人トラブル防止及び調整に関する条例」が制定されています。

◆「歩行喫煙」「ボイ捨て」厳禁

歩行喫煙は他の歩行者に迷惑をかけるだけでなく、すれ違う人にやけどをさせたり、子どもの眼に火のついたタバコが入ったりする可能性の高い極めて危険な行為です。また、タバコの吸い殻などゴミのボイ捨ても近隣住民にとって迷惑極まりない行為です。

歩行喫煙・ボイ捨ては厳禁です。

※国分寺市の条例では駅周辺が禁煙地区に指定され、市内全域がボイ捨て禁止となっています。

自転車通学

自転車通学者は交通法規や賠償保険加入等の順守を条件とした登録制になっています。登録希望者は学生課窓口で手続きを行い、登録証（シール）を自転車に貼付してください。

駐輪場

自転車は指定駐輪場所へ駐輪し、必ず施錠してください。

大学周辺の道路や私有地・店舗に無断で駐輪・駐車することは違法行為です。絶対にしないでください。

大学で加入を勧める任意保険

自転車などによる交通事故の場合、過失責任を問われ、賠償責任が生じることがあります。すでに加入している任意保険の賠償責任部分など補償の範囲や条件を確認してください。

また、任意保険に加入していない方へは以下の保険を紹介しています。

①大学生協の「学生総合共済」「学生賠償責任保険」等

②「学研災付帯学生生活総合保険」

※詳しくは学生課ホームページからリンクされている代理店の情報を参照してください。

知っていますか？ 自転車は「軽車両」です

道路交通法上、車道の左側通行が原則です。やむを得ず、歩道を走行する場合は車道側に寄り、歩行者優先！スピードを出さずに安全走行しましょう。飲酒運転や二人乗り、夜間無灯火はもちろん禁止ですが、携帯電話で通話しながら、傘をさしながらの片手運転も違反行為です。また、東京都では、条例によって自転車走行中にイヤホンを使用して音楽を聴くような行為も禁じています。

特に、通学路の坂道での事故が最近増えています。スピードの出し過ぎには注意してください。

乗り物の学内への乗り入れ

本学では自動車・オートバイでの通学は原則禁止としています。

タクシーを利用する場合は、正門ではなく必ず東北門を利用し、乗降してください。また、スケートボードやキックボードなど危険な乗り物は通学路や学内では利用できません。自転車での構内移動も対人事故を引き起こす可能性が高く、危険ですので自粛してください。

自動車通学・オートバイ通学

身体的な障がいや抱えるなどの特別な理由で大学が許可した者を除いては自動車やオートバイでの通学は認められません。なお、無許可で自動車やオートバイを構内乗り入れた場合や、近隣に駐車するなどの不法行為や迷惑駐車をした場合は、大学として厳重な措置を取ります。

事件・事故・契約等トラブルに対する自己防衛

1. 勧誘に巻き込まれるなど人間関係のトラブル

◆未成年飲酒の禁止

未成年がお酒を飲むことは法律で固く禁じられています。未成年者は絶対にお酒を飲まないように、そして相手にも飲ませないようにしてください。強要されて困った場合には学生相談室や学生課に相談に来てください。

◆薬物乱用は絶対にダメ！

大麻（マリファナ、ハッシシ）、麻薬、覚せい剤、違法ドラッグ（MDMA、「危険ドラッグ」）、シンナーなどの薬物乱用は、重い処罰を受ける犯罪行為です。これらの薬物は残念ながらあまりにも身近に存在しています。心身ともに破滅させることになる違法薬物の売買や摂取は、誘われても勇気を持って断固拒絶するようにしてください。

なお、これらに関わった場合は大学として重い処分を科します。

◆宗教の勧誘に対する注意

学内では宗教の勧誘活動は禁止しています。しかし、それでもいわゆる新興宗教（カルト）などが勧誘活動を行っています。

食事会がある、ゴスペルのコンサートに招待するといったことに誘われた場合は、まず宗教勧誘かどうかを疑ってください。疑問があれば学生課まで相談に来てください。

なお、明らかに宗教勧誘を受けた、勧誘の現場を見たといった場合には、速やかに学生課へ通報してください。

◆悪質商法には関わらない

うまい話には必ず罠があります。簡単にアルバイトで大金を得たり、わずかなお金で大もうけができたりするはずがありません。特に商品販売のアルバイト感覚で蔓延する連鎖販売取引（マルチ商法）や悪質なネットワークビジネスは被害者が加害者となりかねない危険性があります。決して関わらないように注意してください。

また、駅周辺や通学路上でアンケートをしながら物品販売を行うキャッチセールス等にも気をつけましょう。

2. 注文など契約でのトラブル

注文のトラブル

Web上の文面や書面の内容を理解した上で、あいまいにせず、必要なければ断わり、メールやメモは記録として残します。契約後の「クーリング・オフ」や「未成年者契約の取消」による解約などは、学生相談室、学生課、消費者センターで相談してください。

防犯対策チェックポイント

- ・夜道では、一人を避け、友人と帰るようにする。
- ・携帯電話を使用しながら歩かないようにする。
- ・音楽を聴きながら歩かないようにする。
- ・自転車のかごに荷物や財布を置かない。もし荷物を置く場合は防犯用ネットを利用する。
- ・エレベーターに乗るときやトイレを利用するときは周りをよく見て、非常ボタンの位置をチェックする。
- ・自宅のドアや窓、自転車などは、二重に鍵をかけるようにする。
- ・表札や郵便受けには苗字だけ表示し、郵便物をためこまない。
- ・不用意に電話番号やメールアドレスを教えない。
- ・身に覚えのないメールや電話での広告や請求には対応しない。
- ・実態が不明な Web サイトを利用しない。興味本位で出会い系サイトやネットワークビジネスで知り合った人とは会わない。
- ・街頭や電話のアンケート及び見覚えのない Web 画面、「Facebook」や「LINE」などの SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）で安易に自分の詳細な個人情報を登録しない。

盗難

盗難注意（貴重品の携行）

学生証や財布、携帯電話などの貴重品は必ず持ち歩きましょう。教室やトイレなど、ほんの短時間席をはずす場合でも、荷物は置いたままにせず、常に携行してください。キャンパスは基本的に常時開放されているので、盗難にあう可能性を意識し、自己管理・自己防衛できるように習慣化しましょう。また、財布、学生証、携帯電話、USBメモリなどが落とし物、忘れ物として毎日のように学生課に届きます。充分注意してください。

貴重品や自転車などがなくなってしまったら

貴重品など自分の持ち物は必ず自己責任で管理してください。紛失・盗難について大学は責任を負えません。キャッシュカードやクレジットカードを紛失した場合は、直ちに金融機関やカード会社に連絡しましょう。学内外に関わらず最寄りの警察・交番に「被害届」を提出し、学内であれば学生課で「紛失届」を提出してください。

アルバイト

アルバイトをする場合は、学業との両立を前提として行ってください。学業に支障のない範囲で自分の適性を考え、健康を損うことのないよう、以下の内容を参考に時間帯や職種も慎重に検討をしてください。

ブラックバイトに注意

ブラックバイトとは、学生が学生らしい生活を送れなくしてしまうアルバイトのことです。正社員並みに働かせられることによって学業に支障をきたしてしまったり、シフトを一方的に決められることによって授業や課外活動に参加できなくなってしまうケースが増えてきています。

ブラックバイトに関する相談先

ブラックバイトユニオン (<http://blackarbeit-union.com/index.html>)

TEL: 03-6804-7245

MAIL: info@blackarbeit-union.com

また、下記のアルバイトは行わないよう注意してください。

- ・危険を伴う仕事
- ・人命に関わる仕事
- ・法令違反の仕事（マルチ商法など）
- ・教育的に不適な仕事
- ・不明確な条件の就労

アルバイト求人情報

本学では、民間企業などからの学生向けアルバイト求人情報については「学生アルバイト情報ネットワーク」(<https://www.aines.net/tku/>)に紹介業務を委託しています。詳細については、学生課の窓口で配布している案内チラシを参照してください。



「勤労学生控除」

所得が一定額以下であれば受けられます。詳しくは税務署または源泉徴収を行っている勤務先（事業者）に相談してください。

「労働基準法」の適用

アルバイト（非正規雇用）であっても、労働契約を結ぶ必要があります。その上で、1日8時間、週40時間を超える場合は残業代（割増賃金）の請求や週に1日の休日が保障されます。都道府県に設置されている総合労働相談コーナーで相談できます。

SNS・インターネット

個人のブログやTwitter等への書き込みについて

個人のブログやTwitter等において、法律や社会的ルールに反する行為を行ったという趣旨の書き込みがあるとの指摘や批判を受ける事例が社会的に問題となっています。

不特定多数の人が閲覧可能なインターネット上の情報においては、書き込みが誤解を生んだり、また、違法行為と見なされたりする場合があります。事実であれば本人だけではなく周囲の関係者や関係団体などに迷惑をかける可能性があります。

学生の皆さんは、法やモラルを遵守するとともに、本学「ソーシャルメディア利用ガイドライン」の内容をよく理解し、軽率な書き込みをしないよう十分留意してください。

ソーシャルメディア利用ガイドライン (教職員と学生共通)

ソーシャルメディア (LINE、Facebook、YouTube、Twitter など) は、高い利便性を持ち、急速に普及しているメディアですが、使い方を誤ると思わぬ結果 (人権侵害など) を引き起こす危険性があります。

このため、東京経済大学では、本学構成員 (教職員、学生) のみなさんに、ソーシャルメディアの使い方について、その指針を示すためにソーシャルメディア利用ガイドラインを制定しました。

ソーシャルメディアの特性や危険性などを正しく理解し積極的な活用をするともに、自らが関わる法やルールについての理解を深めることで、現在、社会的に問題となっている様々なトラブルを回避するよう行動してください。

東京経済大学情報セキュリティポリシー基本方針

1. ソーシャルメディアとは何か

ブログ、SNS (LINE、Facebook、mixi など)、情報投稿サイト (YouTube、ニコニコ動画など)、Twitter、電子掲示板 (BBS) など、インターネット上で情報発信や双方向でのコミュニケーションが可能なすべてのメディアをソーシャルメディアと呼びます。

2. 注意すべきポイント

①法やルールを守る

・法律・条例や所属する組織のルールを遵守してください。

Twitter や Facebook など問題になるのは、違法行為 (未成年飲酒や飲酒運転など) や所属する組織のルール違反 (大学でのカンニング行為やアルバイト先の守秘義務違反など) について、法やルールを破った行為であることを自覚せず、また不特定多数の人々が見ているということを認識しないで投稿などをすることです。情報を発信する場合には、違法行為でないか、所属する組織 (大学だけでなくアルバイト先なども) のルールを破っていないか、それ以外にも社会的に非難される行為 (著名人や企業等への侮辱的発言など) でないかどうかを必ず確認し、該当すると判断した場合には自制してください。

<トラブル例>

「未成年飲酒や飲酒運転の公表」、「著作権などの画像や文章などの無断使用」、「カンニングの告白」、「アルバイト先などで知り得た情報の無断開示」など。

②プライバシー (自分と他者の両方) を守る

・自分のプライバシーを守ることに加えて他者のプライバシーを守ることも常に心がけてください。

実名で登録するメディアについては、携帯電話番号、メールアドレス、住所、顔写真など自分のプライバシーの詳細を示せば示すほど個人や住所などが特定されてしまい、なりすましやストーカー行為など様々なリスクが増大します。

また、たとえ親しい関係であっても他者のプライバシーや個人情報を無断で公表することは絶対にやめてください。

<トラブル例>

「なりすまし (プライバシーを公表しすぎたことが原因となることもあります)」、「著名人等のプライバシー行為の公表」など。

③自分の発信する情報に責任を持つ

・情報を発信する場合には、正しい内容であるかどうかを常に確認してから発信してください。
・誰かに迷惑をかけたり傷つけたりしないかどうかよく考えてから発信することを心がけてください。

誤った情報を発信してしまうと、その情報はすぐに削除することができてもキャッシュとして永遠に残るようになります。また、ネット上の情報は意図しない他者に見られる可能性もあります。このため、誤った情報を発信してしまった場合にはすぐに訂正し、必要な場合 (特に他者を傷つけてしまった場合) はお詫言の文章を追加で発信してください。匿名での発信であっても同様です。

④他者に敬意を払う

・ソーシャルメディア上での議論等の場合、単なる攻撃をするのではなく、他者に敬意を払うことを忘れないように議論等を行ってください。

人種や性差などによる差別的な内容、他者を不快にさせる性的な内容、偏った批判などは決してしないように細心の注意を払ってください。

SNS 上での不意な書き込みが発信者本人だけでなく家族や友人など周りの人間を巻き込んで大きな問題になることがあります。また、匿名であっても発信者が特定され個人情報が流出する場合があります。発信内容は将来にまで影響するため、よく考えてから発信するようにしてください。

⑤本学構成員であることの自覚と責任を持つ

・情報を発信する場合には、本学構成員 (教職員、学生) である自覚と責任について考えるようにしてください。

・大学の校章やロゴ等の無断使用や大学名での無許可の発信などは禁止します。

本学構成員として、「法やルールを守る」「プライバシーを守る」「自分の発信する情報に責任を持つ」「他者に敬意を払う」ことを常に心がけて行動するようにしてください。

インターネット上のトラブルに注意

電子マネーやクレジットカードなどの支払い、サイト上の書き込みや迷惑メールなどでトラブルに巻き込まれる可能性がありますので、注意しましょう。

情報セキュリティポリシー

東京経済大学では、情報資産を情報セキュリティ侵害から守り、適切に管理していくために「情報セキュリティポリシー」を定めています。本学のウェブサイトで公開しています。

授業中のマナー・迷惑行為の禁止

キャンパスの静穏な環境を維持するため、お互いにルールを守って他人の迷惑にならないようにすることが大切です。今後、社会で活躍する皆さんにとって、一社会人として良識ある行動ができるようになることは必須のスキルです。

授業中のマナー

携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定し、通話や私語を慎んでください。飲食したり、許可なく授業中の教室へ出入りしたりすることは、担当教員に失礼であるばかりか、そこで学ぶ学生全員に対しての迷惑行為です。

迷惑行為の禁止

キャンパス内でスポーツや球技などを行って、他人に危害を与えたり、公共物を破損させたりするような迷惑行為は止めてください。キャッチボールの球が当たって怪我をしたり、ガラスが割れたりしたことが過去にはあります。

無許可の印刷物配布・看板類の掲出禁止

学内での営業活動や強引な勧誘等を防止するため、無許可の印刷物を配布したり、許可のないポスター類を掲示したり、看板類を立てたりすることは禁止です。サークル行事の宣伝活動なども必ず学生団体である学生会の作成した「情報宣伝ガイドライン」に基づいて届け出てください。

喫煙

指定喫煙場所以外の禁煙

健康増進法による「受動喫煙」防止

指定の喫煙所以外では構内禁煙です。

喫煙者は、受動喫煙により非喫煙者に迷惑をかけないように心がけてください。なお、指定喫煙場所とは変更することがありますので注意してください。

ゴミ

①ゴミを捨てるときは分別して捨てましょう

②不要なレジ袋は受け取らないでエコバッグを利用しましょう

③家庭ゴミは持ち込み禁止

食堂やラウンジなど使用した場所は各自で片付け、ゴミは分別して指定のゴミ箱へ。次に使う人が気持ちよく使えるようキャンパス美化にご協力ください。特にレジ袋に可燃物と不燃物を混在したままで縛って捨てないでください。清掃担当者が一つずつ袋を開けて分別しています。

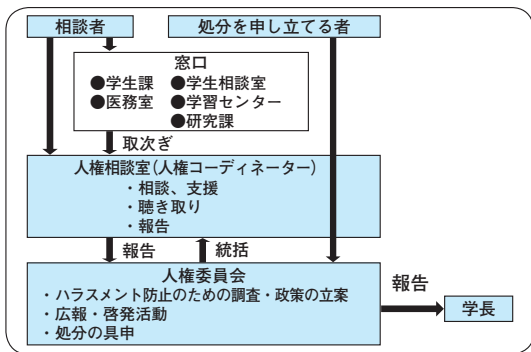
また、危険物を含む燃えないゴミや粗大ゴミ、生ゴミなど家庭ゴミと思われる物が大学の構内に不法投棄されています。不法投棄は絶対にしないでください。

ハラスメント

一人ひとりの学習・研究環境を守るために、本学では「ハラスメント防止ガイドライン」を制定しています。詳細は本学ウェブサイトでご確認ください。

あなたや友人がセクシュアル・ハラスメント、アカデミックハラスメント及びパワー・ハラスメントなどの被害を受けたときは、人権相談室に相談してください。

ハラスメントに対する組織図



セクシュアル・ハラスメントとは

相手の望まない性的な言動または性差別的な意識に基づく言動で、以下のいずれかに該当するものを言う。
①就業上並びに教育、研究、勉学及び学生生活上の地位や関係を利用し、その言動への対応によって不利益を与え、又は不利益を被らせること。

例)職務上の地位を利用して、又は教育上、研究上、雇用上の利益の代償もしくは対価として性的要求をすること、及び陰に陽に利益な取り扱いをすることをもって性的要求をすること(地位利用型、対価型)。

②その言動により不快感を抱かせ、就業並びに教育、研究、勉学及び学生生活の環境を悪化させること。

例)性的な言動によって職務に専念することができなくなる程度に就労上の環境が不快なものになること、または学業・研究に専念することができなくなる程度に就学上の環境が不快になること(環境型)。

※「不快感」の基準は、そのような言動を受けた側の判断による。

アカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメントとは

本学構成員が他の本学構成員に対し、本人が意図するとせざるに関わらず、教育・研究上または職務上の優越的な地位や関係を乱用して不適切で不当な言動を行うことにより、以下のいずれかの問題を生じさせるものをいう。

①相手方に就学・教育・研究上または就業職務遂行上の不利益を与えること。

②相手方の就学・教育・研究上または就業・職務遂行上の環境を悪化させること。

ハラスメント防止ガイドラインでは、マタニティ・ハラスメントも相談の対象としています。

ハラスメントだと思ったら

1. あなたの受けたハラスメントの事実について、日時、場所、具体的なやり取り、会話や電話の内容、メールやWeb上での書き込み等を、記録やデータで保存する。
2. 利用しやすいハラスメント相談窓口に行く。相談窓口では、内容については話さず、「ハラスメントのことで」と告げることで人権コーディネーターとコンタクトが取れる。
3. 人権相談室に直接相談に行く。

公益通報

「公益通報」とは、本学の教職員及び学生が、本学に関わる法令違反行為や不正行為等を通報窓口（コンプライアンス推進室）に通報することです。

本学では「公益通報者保護法」に基づき、①公益通報、②公益通報に係る相談への対応、③公益通報者の保護等を定めた「学校法人東京経済大学 公益通報に関する規程」を制定し、公益通報の取り扱いに関する体制を整備しています。通報者・相談者の秘密は守られると共に、就学上の不利益な取り扱い等がされないよう保護されます。公益通報を利用する場合はコンプライアンス推進室（進一層館 地下1階）へ直接お越しいただくか、電話・メール等でご連絡ください。

※ただし、「ハラスメント」に関する相談および通報は、当制度とは別の取り扱いとしています

●コンプライアンス推進室開室時間（授業期間中）

月曜日～金曜日	9:00～11:30、13:00～17:00	TEL 042-328-7860（直通） MAIL koueki@s.tku.ac.jp
---------	------------------------	---

※土曜日は原則閉室です。

※授業休止期間の窓口時間は、掲示等を確認してください。

※通報、相談の際は、「公益通報」である旨を明らかにしてください。

※緊急の場合等でコンプライアンス推進室に連絡が取れないときには、総務部長（1号館2階 総務課内）を通報窓口とします。

●利用対象者

- ①本学の教職員（本学と雇用関係にある者）
- ②派遣契約その他契約に基づき本学の業務に従事する者
- ③本学に在籍する大学院生、学生、研究生等（本学の教育を受ける全ての者）

●通報時の注意等

- ①原則として、氏名、連絡先をお知らせください。

通報、相談者のプライバシーは厳守します。

※匿名での通報を受け付ける場合もありますが、調査に支障をきたし、十分な対応ができないことが考えられます。また、調査結果、再発防止策等のご連絡ができないことをご了承ください。

- ②通報、相談の際は、「公益通報・相談シート（本学ウェブサイト掲載）」を参考にして通報内容を予め整理してください（書面を郵送、メール、FAXで送っていただいても構いません）。
- ③受け付けた通報は、調査の必要性を検討した上で、調査実施の有無を通報者に通知いたします（匿名での通報の場合を除く）。
- ④受け付けた通報等の内容が、本学の他の規程等により、その対応が明確に規定されているときは、担当部署へ事案を移送する場合があります。

詳細は本学ウェブサイトにて確認してください。